

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年5月15日

世田谷区

1 業務概要

(1) 契約予定件名

世田谷区シニア就労魅力発信事業委託

(2) 事業目的

区内の事業所や施設をはじめ、指定管理等施設も含め地域で人材不足が顕著になる中、今後ますますシニア就労ニーズも高まることが想定されます。こうした中で、世田谷区では、シニア就労に関わる機関として、世田谷区シルバー人材センター、世田谷サービス公社でのシニア就労、三茶おしごとカフェでの「R60-SETAGAYA-」事業や職業紹介などのメニューがあります。各所において、雇用形態等に捉われない多様な働き方が選択できる環境の構築、働きたいシニアの多様なニーズを実現するため、各機関の特長を生かしながら連携を進め、きめ細かな多様な就労メニューで対応して、就労を望む区民が健康に働き続けることができる環境づくりを進めることとしています。(世田谷区地域経済発展ビジョンのアクションプラン)

また、シニア就労・就業については、経済的な理由のほか、能力を発揮できること、社会貢献・地域貢献、健康寿命の延伸など様々な理由で働いている方がおり、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画をはじめ各計画等でも、シニア就労はプラスの効果も高いことから今後一層促進することとしています。

シニア向け事業のメニュー紹介はこれまでも、各団体のチラシを配布するなど取り組んでいますが、各メニューを一般のシニアが体系化してとらえることは難しいため、雑誌とタイアップした取材記事により各機関の概要をわかりやすく示し、地域での就業を選択するシニア就労につなげるとともに、働いているシニアのモチベーションを高めるため、仕事のイメージ共有や魅力発信を行う事業を行います。

(3) 業務内容

上記の事業目的を達成するために、働くやりがいや世田谷区で働く魅力を発信することに留意し、取材記事の雑誌掲載を含めたシニア就労の魅力発信の企画・作成・編集・印刷等を行うこと。なお、シニア就労でいきいきと働く姿を発信し、仕事のイメージ共有や働くことに魅力を感じるような内容とすること。

記事及び誌面デザイン等は、区担当課の承認を受けたうえで決定するものとする。また、以下の履行にあたっては、事前に区担当課と協議のうえ、承認を受けて実施すること。業務にあたっては「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を遵守すること。

- ① 企画書作成等業務
- ② 雑誌本誌への取材記事掲載及び冊子等の作成
- ③ その他 プロポーザルにて、提案のあった内容

※本業務内容でいう「雑誌本誌」または「既存雑誌」は、以下２（６）の発行要件を満たす雑誌とすること。

（４）履行期間

令和６年７月頃から令和６年１１月２９日（予定）

２ 参加資格

次の（１）から（６）までの要件を全て満たす法人であること。

- （１） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。また、同条第２項による措置を受けていないこと。
- （２） 法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む）、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- （３） 法人都道府県民税・法人市町村民税に滞納がないこと。
- （４） 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- （５） 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- （６） 紙媒体による雑誌（週刊、隔週、月刊（１回、２回等））を発行しており、本誌記事として掲載できること。なお、カテゴリーはミドルエイジ誌またはシニア誌とし、２０２３年の印刷証明付き発行部数（１号当たりの平均印刷部数）が３０，０００部以上であること。（参加事業者または、その子会社の実績でも可とする）

３ 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

４ 提案書を特定するための評価基準

- （１） 実施体制に関する事項
- （２） 業務の実施方針及び自社のＰＲ
- （３） 業務内容に関する提案
- （４） 見積書

５ 手続き等

（１）担当部署

経済産業部 工業・ものづくり・雇用促進課 担当：井上、池田
住所：〒154-0004 世田谷区太子堂 2-16-7 三軒茶屋分庁舎 4階
TEL：03-3411-6662
受付時間 9：00～17：00（土日・祝日を除く）

（２）説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和６年５月１５日（水）～令和６年５月２９日（水）午後３時まで
- ② 場所及び方法：区のホームページからのダウンロードに限る。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/009/001/001/d00209607.html>

トップページ→目次から探す→区政情報→契約・入札情報→発注情報

→現在実施中のプロポーザル情報→世田谷区シニア就労魅力発信事業委託プロポーザルの実施について

または（ホームページの上部検索スペースにページ番号「209607」と入力して検索）

（3）参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 受領期限：令和6年5月23日（木）～令和6年5月29日（水）午後3時まで（必着）

② 提出方法：上記5（1）の窓口への持参又は郵送（書留に限る。）

※事前に上記5の担当所管に電話で日程調整を行った上、持参すること。郵送の場合は、上記5の担当所管に電話し、事前にその旨を伝えること。

（4）提案書の提出期限、提出先及び方法

①提案書の部数

・9部（正本1部、副8部）

A4判、両面刷り、合計24ページ以内（表紙含む、正本・副本カラー刷り）、様式は自由。表紙に、あて名「世田谷区」、タイトル、提出年月を記載すること。

※ 会社名その他提出者が容易に特定できる情報は、提案書の正本にのみ記載し、副本には一切記載しないこと。

②提出期限：令和6年6月25日（火）～令和6年6月28日（金）午後3時まで（必着）

③提出方法：上記5（1）窓口への持参又は郵送（書留に限る。）

※事前に上記5の担当所管に電話で日程調整を行った上、持参すること。郵送の場合は、上記5の担当所管に電話し、事前にその旨を伝えること。

6 その他

（1）受託候補者として選定された者と契約手続きを行う。受託候補者として選定された者は、本プロポーザルの審査の結果、最適な契約先相手として選定された者であり、世田谷区契約事務規則(昭和39年世田谷区規則第4号)に基づく契約手続きの完了までは、発注者との契約関係が生じるものではない。

（2）本プロポーザルは受託候補者の選定を目的とし、世田谷区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。

（3）提案書作成に要する費用は提案者の負担とする。

（4）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（5）契約保証金 免除

（6）契約書作成の要否 要

（7）当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無

（8）提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。

（9）提出された参加表明書及び提案書は返還しない。

（10）参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。

（11）提案書の提出後に2の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

（12）本業務の遂行過程において受託者が作成し、世田谷区に提出する本件成果物に係る著作権及び知的財産権は、第三者に帰属するものを除き、原則として受託者に留保される。